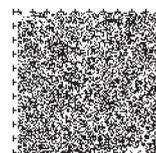


第1部 基本構想



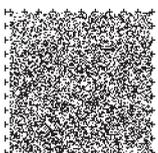
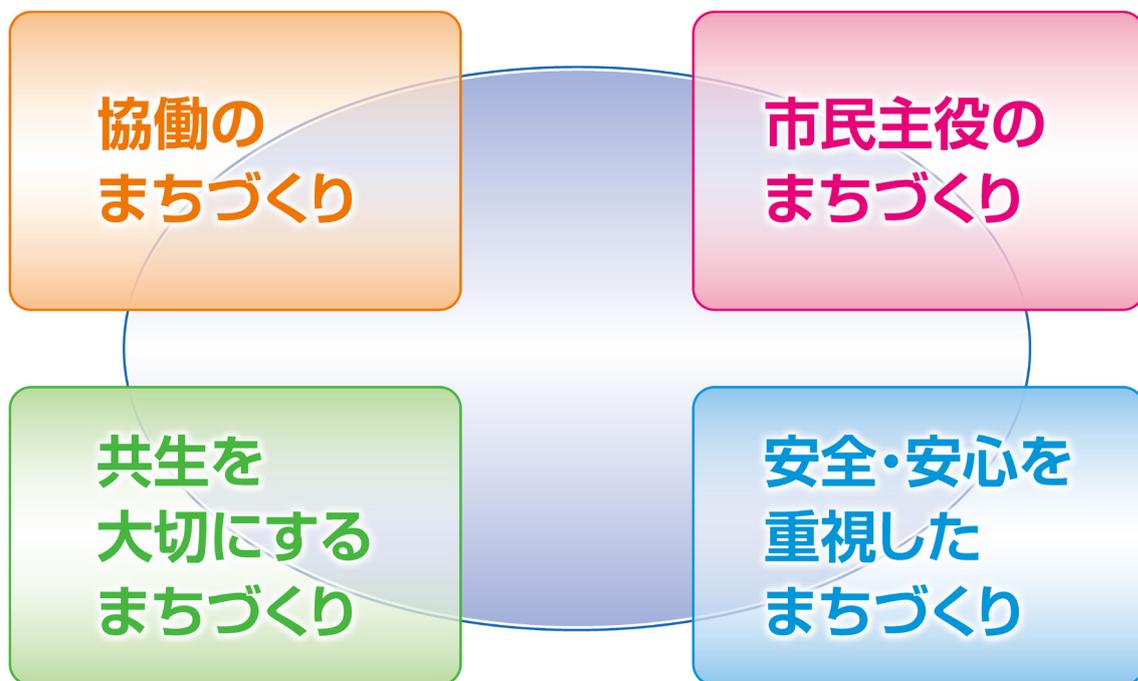
第1部 基本構想

第1章 将来像

1 基本理念

社会経済環境の変化、市民の意識と期待、本市の特性と課題等を踏まえ、市民や地域の主体性、創造性が発揮され、個性豊かな地域づくりが推進されるように、新しい時代に対応する本市のまちづくりの基本理念を次の四つに整理します。

まちづくりの基本理念



協働のまちづくり

財政状況が逼迫する一方、地域の課題がますます多様化する状況にあって、市民生活の様々なニーズに、行政だけでは効果的な対応をとることが難しくなっています。このような中、質の高いサービスを提供するためには、課題解決に向け、市民と行政が連携・協力していくことが必要であると考えます。「公共をつくっていく」ことに市民の皆さんが主体的にかかわることが、参加する人や地域に暮らす人々の満足度を高めることにつながっていくと考えられるからです。

そこで、市民、各種団体、企業など地域のあらゆる関係者が、自らのまちに関心を持ち、市民及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任により、協力し合って公共的な課題解決に取り組む「協働」の考え方に基ついたまちづくりを進めます。

市民主役のまちづくり

まちづくりにあたっては、将来のビジョンを市民とともに市の組織全体が共有し、その明確化された目標を目指して進んでいくことが必要です。

このため、市民の自主的な活動を支援し、常に市民の目線に立ったまちづくりに取り組み、市民が住んで良かったと実感できるまちの実現に向けて、「市民主役」に視点をおいたまちづくりを進めます。

共生を大切にすまちづくり

本市は、自然資源として、緑豊かな空間を保有しており、さらには、市民の環境問題への活発な取り組みが行われています。現存する自然環境を保全し、次代に継承して、水辺や緑を生かした田園環境と都市的環境が共存するまちを築くことが大切です。

また、心豊かに暮らせるまちの実現に向けて、価値観や国籍などの違いを超え、市民が人権を尊重し、お互いに認め合い、ともに助け合う「多文化共生」の考え方に基ついたまちづくりが求められています。

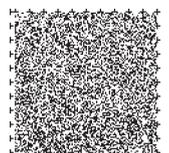
このため、自然と人、人と人の「共生」を大切にすまちづくりを進めます。

安全・安心を重視したまちづくり

東日本大震災、熊本地震、平成27年9月関東・東北豪雨等の災害は、ひとたび自然災害に見舞われれば、大惨事にまで発展しかねないことを教えてくれました。

また、自然災害以外にも、火災や交通事故、犯罪なども、市民の暮らしの安全を脅かしています。

このため、市民の健康、生活、財産等を守り支える多様な仕組みを地域社会や行政が協力して整え、誰もが笑顔で暮らせるまちの実現に向けて、「安全・安心」を重視したまちづくりを進めます。



2 将来像

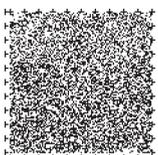
まちづくりの4つの基本理念に基づき、本市の目指す将来像を引き続き次のとおりとします。

豊かな未来を創造する 個性輝く文化田園都市 ～ 人と愛 水と緑 市民主役のまち ～

「**豊かな未来を創造する**」は、心豊かで、満足度の高い暮らしを実現していく将来への期待を表現しています。

「**個性輝く**」は、本市が県東北部の拠点としての優位性を発揮するとともに、人と人のつながりを尊重し、温かいパートナーシップを発揮して、「共生・協働」の都市として発展していく期待を表現しています。

さらに「**文化田園都市**」は、地域の歴史や伝統文化を継承し、本市の特長である田園と都市が共存し、調和のとれたまちを築いていくことを表現しています。



3 将来人口

本市の将来人口は、ゆるやかな減少傾向で推移することが想定されます。また、将来人口の構成は、年少人口比率及び生産年齢人口比率が減少し、高齢化率は増加することが想定されます。

本構想では、子育て支援の充実、産業の振興、雇用の確保、福祉・教育の充実、居住環境の保持・増進などの施策を推進することにより、定住などの促進に努め、平成34（2022）年の目標人口は、150,900人とします。

目標人口

平成34（2022）年の目標人口 150,900人

人口の推計

	平成24年 (2012年)	平成29年 (2017年)	平成34年 (2022年)
総人口	156,315人	154,241人	150,244人
年少人口 (15歳未満)	18,951人 (12.1%)	17,784人 (11.5%)	15,953人 (10.6%)
生産年齢人口 (15歳～64歳)	103,793人 (66.4%)	93,693人 (60.7%)	86,817人 (57.8%)
高齢者人口 (65歳以上)	33,571人 (21.5%)	42,764人 (27.7%)	47,473人 (31.6%)

※ 括弧内は構成比
推計値については、端数処理のため総人口と階層別人口合計が一致しないことがあります。

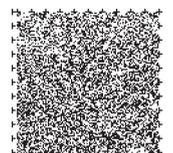
(単位：%)

	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
平成24年 (2012年)	12.1	66.4	21.5
平成29年 (2017年)	11.5	60.7	27.7
平成34年 (2022年)	10.6	57.8	31.6

※ 実施手法

平成34（2022）年の人口については、平成25（2013）年から平成29（2017）年までの住民基本台帳（各年1月1日現在）の値を分析し、推計を行いました。

推計方法は、コーホート要因法を用いています。コーホートとは、同年または同時期に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化を軸に、人口の変化を捉える方法です。



4 土地利用の方向性

本市の土地利用については、地域特性を十分に生かし、本市の均衡ある発展を目指すため、鉄道駅などを中心とした6つの都市核と住居系ゾーン、産業系ゾーン及び農業系ゾーンを形成し、活力ある都市の実現を目指します。また、既存の鉄道路線や圏央道、市内の主要な幹線道路などのネットワーク機能を向上させ、多様な交流を創出する、良好な都市環境の形成を図ります。

(1) ゾーン別土地利用方針

都市核

市役所、総合支所、駅の周辺地域を本市の都市核とし、商業・文化・行政サービス等の機能が集積した賑わいのある交流拠点となるよう、それぞれの地域特性を生かした市街地形成を図ります。

住居系ゾーン

市街化区域を主体に住居系ゾーンと位置付け、道路、公共下水道、公園及び防災施設等の都市基盤が計画的に整備された住居系市街地の形成を図ります。

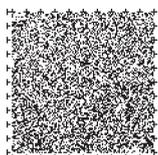
また、地域資源やまちの景観に配慮し、環境と調和した住居系市街地の形成を図ります。

産業系ゾーン

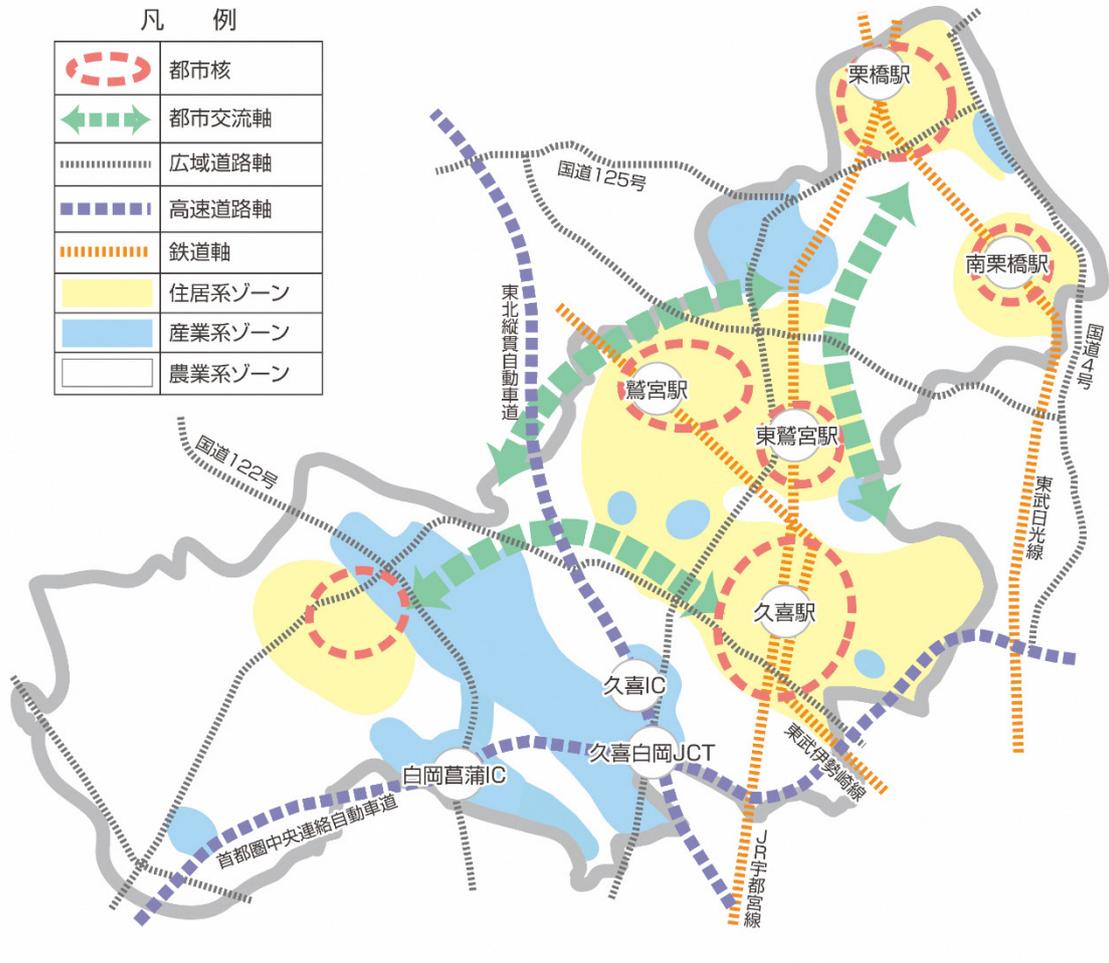
既存の工業団地を主体に産業系ゾーンと位置付け、本市の産業面での活力を形成する産業系市街地の形成を図ります。また、インターチェンジ周辺や広域道路軸が結節する交通条件の優れた地域において、本市の将来を担う新たな産業系市街地の形成を図ります。

農業系ゾーン

米、野菜、果実、花き等を生産する優良な農地とともに、水辺環境、樹林地及び屋敷林など本市の特長である田園風景の保全に努めます。また、生活道路や排水路など、農村集落の生活環境の整備を進めます。



(2) 土地利用構想図



序論

基本構想

基本計画

大綱1

大綱2

大綱3

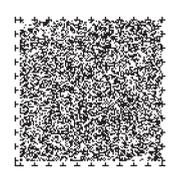
大綱4

大綱5

大綱6

大綱7

資料編



5 大綱

(1) 『市民が参加し、地域コミュニティ*豊かなまち』

情報公開の推進、人権尊重と男女共同参画社会の実現などとともに、市民と行政との協働体制を構築し、市民と行政が一体となった活力あるまちづくりを進めます。

また、市民による自主的なコミュニティ活動を支援し、市民が主役のまちづくりを進めます。

(2) 『自然とふれあえる、環境に優しいまち』

水、花、緑など本市の特長を表す自然環境や田園風景の保全を通じて、市民一人ひとりが自然を愛し、親しみ、守り、育てていくことができるまちづくりを進めます。

さらに、水質汚濁や大気汚染を防止する取組みなどを通じて、快適な生活環境を創造するとともに、ごみの排出量の削減や資源物のリサイクルの推進など、循環型*社会の実現に努めます。

(3) 『子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち』

市民一人ひとりの健康づくりや食育を推進し、疾病の予防と早期発見・早期対応の体制づくりとともに地域医療の充実に努めます。

また、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、高齢者や障がい者への支援、ともに支え合う地域福祉の推進を図るなど、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(4) 『心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にするまち』

本市の将来を担う児童生徒の能力と個性を引き出し、児童生徒自らが人生を切り拓く力を備えることができるよう、充実した教育環境を提供します。さらに、地域の行事や社会体験・生活体験などを通じて、地域に愛着を持った心豊かな人材を育成します。

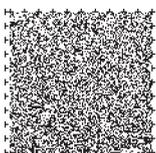
また、市民がいつまでも充実感や誇りを持って暮らせるよう、それぞれの生活ニーズに合った生涯学習機能を強化するとともに、郷土の多彩な文化財の保護・活用、郷土の伝統文化の継承などを通じて、歴史文化を大切にするまちづくりを進めます。

(5) 『安全で調和のとれた住みよい快適なまち』

埼玉県東北部の発展の核となる都市として、安全で快適なまちの実現を目指し、治水対策や地震対策等の防災対策を強化するとともに、行政と市民の双方が協力して防犯対策や交通安全対策に取り組むことにより、災害に強く、市民が安全に暮らせるまちを築きます。

身近な生活道路や本市の一体化を図るための道路網の整備、公共交通の充実、上下水道等の都市基盤施設の整備を通じて、快適で住みよいまちづくりを進めます。

また、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザイン*のまちづくりにも取り組みます。



（6）『地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち』

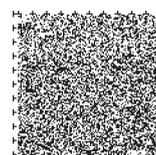
産業振興は、市民の豊かな暮らしを支え、自立した都市づくりの実現を財政面から支える基盤であるとともに、まちの活気や賑わいを生み出す原動力となるものです。

本市の優れた交通条件を生かし、企業の集積を促進し、雇用機会に恵まれた地域経済の豊かなまちを築きます。

さらに、地域特性を活用しながら農業や商業の振興を図り、賑わいや働きがいのあるまちづくりを進めます。

（7）『行財政を見直し、改革を進めるまち』

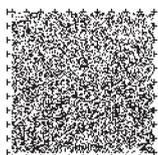
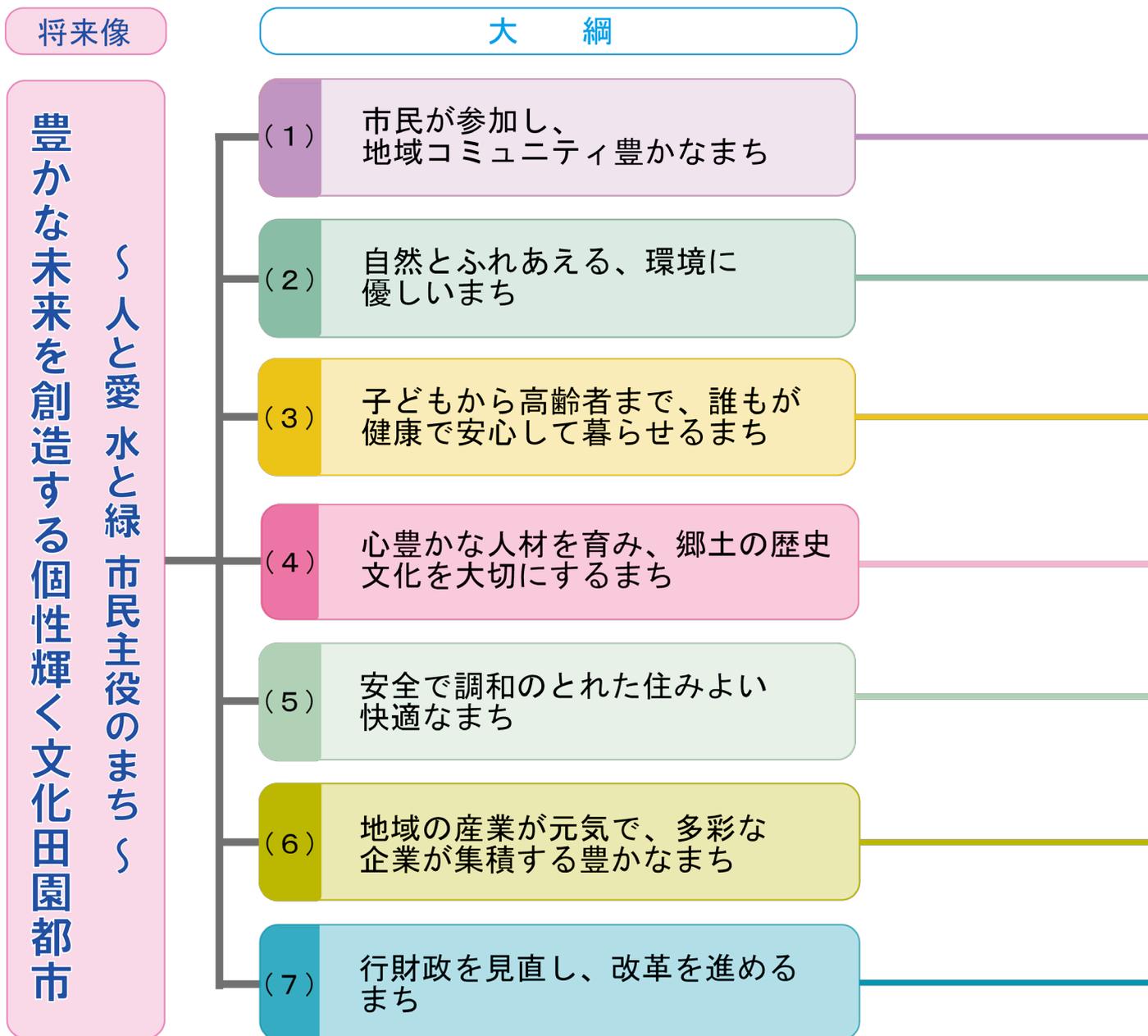
行政組織のスリム化、施策・事業の効率化及び財政力の強化を図るなど、行財政を見直し、地方分権の動きに対応した改革を進めるまちを目指します。



第2章 総合振興計画の実現に向けて

1 施策の体系

将来像を実現するため、7つの大綱に基づき44の施策展開を図ります。



施策

- ① コミュニティ活動の推進
- ② 協働のまちづくりの推進
- ③ 人権の尊重
- ④ 男女共同参画社会の実現
- ⑤ 交流活動の推進
- ⑥ 情報公開の推進
- ⑦ 戦略的かつ効果的な広報・広聴活動の推進

- ① 健康づくり・食育の推進
- ② 地域医療の充実
- ③ 子育て支援の充実
- ④ 高齢者福祉の充実
- ⑤ 障がい者（児）福祉の充実
- ⑥ 地域福祉・地域ボランティアの充実
- ⑦ 社会保障制度の充実

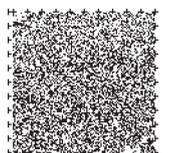
- ① 都市機能の整備
- ② 道路・公共交通の整備・充実
- ③ 公園の緑化と水辺環境の保全
- ④ 上下水道の整備
- ⑤ 治水対策の充実
- ⑥ 防災・消防体制の充実
- ⑦ 防犯体制の強化
- ⑧ 交通安全対策の充実

- ① 行政改革の推進
- ② 健全な財政運営の確立
- ③ 地方分権・広域行政の推進

- ① 自然環境の保全・創造
- ② 快適な生活環境の創造
- ③ 美しい景観の形成
- ④ 廃棄物処理の充実
- ⑤ 地球環境問題への対応

- ① 幼児教育の充実
- ② 学校教育の充実
- ③ 高等教育機関との連携
- ④ 青少年の健全育成
- ⑤ 人権教育の推進
- ⑥ 生涯学習の推進
- ⑦ 歴史・文化の継承と活用
- ⑧ スポーツ・レクリエーション活動の充実

- ① 農業の振興
- ② 工業の振興
- ③ 商業の振興
- ④ 観光の振興
- ⑤ 勤労者福祉と就業支援の充実
- ⑥ 消費生活の充実



2 施策

(1) 市民が参加し、地域コミュニティ*豊かなまち

① コミュニティ活動の推進

地区コミュニティ協議会やNPO*法人等の組織づくりを支援するとともに、町内会等の自治会活動の支援や活動のための場所となる施設の充実、市民活動に関する情報の提供など、コミュニティ活動を積極的に推進します。

② 協働のまちづくりの推進

環境問題や教育問題への取り組み、福祉問題への対応など、ますます多様化し高度化するまちづくりの課題を地域の創意と工夫により解決していくため、NPO活動やボランティア活動を支援するとともに、計画策定、審議会等への市民の参加を促進します。

また、久喜市自治基本条例の理念に基づき、市民、事業者、行政等で適切に役割を分担し、協働のまちづくりを推進します。

③ 人権の尊重

すべての人が、生まれながらに有する権利である人権を尊重する社会の実現に向け、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関する教育や啓発活動を積極的に行うとともに、相談事業の充実に努めます。

④ 男女共同参画社会の実現

男女がともにいきいきと個性と能力を発揮し、あらゆる分野で平等に参画できる社会の実現を目指し、男女共同参画の推進に関する啓発活動を積極的に行い、各種相談事業の充実に努めるとともに、審議会等への女性委員の登用を推進します。

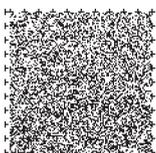
⑤ 交流活動の推進

国際社会に対応できるよう、姉妹都市との交流を充実し、国際理解の促進や国際的視野に立った人づくり、地域づくりを目指すとともに、外国籍市民への支援の充実に努めます。

友好都市との交流を促進するとともに、市民の相互交流の支援に努め、自然や歴史を通じた文化交流、観光や特産品による産業交流など地域間の交流を促進します。

⑥ 情報公開の推進

公正で開かれた市政運営を確保するため、個人情報保護に配慮しながら、情報公開制度の適正な運用と積極的な情報提供に努めます。



⑦ 戦略的かつ効果的な広報・広聴活動の推進

戦略的かつ効果的な広報活動を実施するため、広報紙、ホームページ、電子メール、公式 SNS* 及び公式動画チャンネル等を活用して、行政の情報を市民に提供します。

また、様々な情報発信媒体を活用し、市内外に本市の魅力を発信するなど、シティプロモーション*の推進に努めます。

序論

基本構想

基本計画

大綱1

大綱2

大綱3

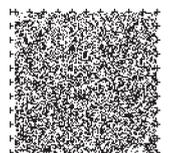
大綱4

大綱5

大綱6

大綱7

資料編



(2) 自然とふれあえる、環境に優しいまち

① 自然環境の保全・創造

本市には、河川や用水、池沼、湿地などの水辺、屋敷林、農地などの緑豊かな景観が広がっています。

この豊かな自然を守るために、樹林地や屋敷林等の保全を推進するとともに、動植物の生態系を育むなど、自然環境の保全・創造に努めます。

また、市民が自然環境の大切さを実感する機会を設けることや小・中学校での環境教育等を通じて、環境意識の高揚に取り組みます。

② 快適な生活環境の創造

快適で心やすらぐ生活環境を実現するため、市民や事業者の協力を得て、水質汚濁や大気汚染などの公害防止対策を進めます。

また、合併処理浄化槽*の普及と管理など、家庭における生活雑排水対策や啓発活動に努めるとともに、環境美化活動や不法投棄の監視等を強化します。

③ 美しい景観の形成

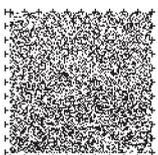
市民や企業等の景観保全意識の醸成を図るとともに、景観を乱すおそれのある建物や野立て看板に対する規制など、美しい田園風景や歴史的景観の保全に努めます。

④ 廃棄物処理の充実

循環型*社会の構築を目指し、市民、事業者及び行政の協働によるごみの減量化と資源化を推進するとともに、安全で安心な廃棄物処理により、一層の環境負荷の低減を図ります。

⑤ 地球環境問題への対応

温室効果ガス*の排出量削減など環境への負荷の軽減を図るため、太陽光発電などの再生可能エネルギー*を活用するとともに、省エネルギー機器導入の促進、環境意識の普及・啓発などを図り、低炭素社会*の実現に努めます。



(3) 子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち

① 健康づくり・食育の推進

市民の健康づくりと食育を推進するため第2次久喜市健康増進・食育推進計画に基づき、健康増進と食育の推進に関する各種事業の充実を図ります。

また、健康づくりや食育は、市民一人ひとりが主体的に取り組むことが重要であり、関係するボランティア団体等と協働し、地域全体で取り組む意識を高めます。

② 地域医療の充実

地域完結型医療*を確立するため、地域の医療機関が機能分化と連携を進めるとともに、行政、市民、医療機関等の3者がそれぞれの役割を認識し、協働により地域医療を推進します。

また、救急医療*については、重症度に応じた初期救急医療から三次救急医療までの重層的救急医療体制の整備を促進するとともに、休日や夜間等における医療体制の一層の強化に向け、関係機関と調整を図ります。

③ 子育て支援の充実

各種の保育サービスや放課後児童健全育成事業、家庭児童相談等の充実をはじめ、多様なニーズに対応し、誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう子育て支援の充実を図ります。

経験豊かな高齢者の知識や地域の輪を生かし、地域全体で子育て家庭を支援する環境づくりを推進します。

④ 高齢者福祉の充実

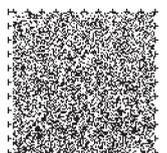
高齢者福祉施設の整備や介護保険事業の充実を図るため、市民やボランティア、関係機関との連携を密にして、多様な介護予防・生活支援サービスを提供し、住み慣れた地域での高齢者の生活を支える地域包括ケアシステム*の構築を推進するとともに、災害時における要援護高齢者の避難支援体制の確立に努めます。

また、高齢者がその経験や知識を生かし、地域コミュニティ*活動等に参加できる機会の充実を図るなど、生きがいづくりを推進し、地域で支えあう社会作りを進めます。

⑤ 障がい者（児）福祉の充実

障がいのある人もない人も、相互に理解を深め支え合いながら、ノーマライゼーション*の理念のもと、障がい者（児）が生活しやすい環境を整えます。

障がい者（児）のニーズに的確に対応したきめ細かい支援サービスを提供するため、福祉ボランティア等の団体と連携し、自立に向けた支援の充実を図るとともに、災害時にも対応できる体制の確立に努めます。



⑥ 地域福祉・地域ボランティアの充実

地域福祉に関する意識の向上や福祉ボランティアの育成・支援と連携の強化など、市民、事業者、福祉団体及び行政が協力して地域の相互扶助機能の充実を図ります。

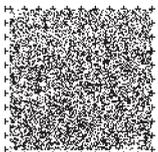
⑦ 社会保障制度の充実

国民健康保険事業の一層の健全化のため、医療費抑制に向けた予防施策等に取り組むとともに、保険料の滞納額の圧縮やレセプト*審査点検による医療費の適正化を図り、保険財政基盤の強化に努めます。

また、国民健康保険の広域化に的確に対応します。

後期高齢者医療制度については、保険料の収納率の向上に努めるとともに、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し円滑な運営を図ります。

生活保護事業等については、その適正な運用と、相談・指導体制の充実に努めます。



(4) 心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にすまち

① 幼児教育の充実

生涯にわたる人格形成の基礎をつくり、また、「生きる力」を培うため、幼稚園・家庭・小学校・地域が相互に連携を深めるとともに、教育環境を整備し、幼児教育の充実を図ります。

② 学校教育の充実

小・中学校施設の非構造部材の耐震化などを進め、安全で快適な教育環境を整えるとともに、いじめや不登校の問題などに対応する機能を集約した新たな施設を整備します。

また、学校、家庭、地域との連携を強化して、地域が一体となった学校支援体制を整え、良好な教育環境の形成に努めます。

学校独自の取組みを尊重して特色ある学校づくりを促し、情報通信関連設備の整備による国際化や情報化に対応した教育の充実を図ります。併せて、児童生徒の学力と体力を伸ばすとともに、豊かな人間性を育む学校教育を推進します。

さらに、小・中学校の小規模化に対応するため、学校の適正規模・適正配置の推進に努めます。

③ 高等教育機関との連携

市民や民間事業所と高等教育機関の交流を促進するとともに、市と高等教育機関の連携事業を推進し、その優れた学術研究機能や知的資源等を地域の活性化やまちづくりに活用します。

④ 青少年の健全育成

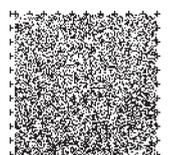
学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図りながら、青少年健全育成の活動を支援するとともに、青少年を犯罪等から守る対策を推進します。

また、青少年のコミュニケーション能力や他人への思いやりの心を育むとともに、郷土に対する誇りや愛着心を育てるため、伝統行事やイベント等への参加を促進します。

⑤ 人権教育の推進

市民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、人権についての正しい理解を深め、差別のない明るい地域社会を目指します。

また、あらゆる場において人権教育の充実・推進に努めます。



⑥ 生涯学習の推進

市内に点在する生涯学習施設を有効活用するため、多彩な生涯学習に取り組みやすいまちづくりを推進するとともに、新たな生涯学習の拠点となる施設を整備します。

さらに、公民館や図書館等の充実と適正な配置を進めるとともに、施設の状況や資料の検索などに関する情報提供機能の充実を図ります。

また、市民の生涯学習活動の推進を図るとともに、学習の成果を発表する機会を充実し、市民の力を地域社会に生かせる仕組みを整えます。

⑦ 歴史・文化の継承と活用

文化芸術活動への参加機会や文化芸術鑑賞・発表の機会を充実し、市民の主体的な文化芸術活動を支援します。

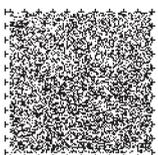
文化財等は、まちづくりの地域資源として活用を図るとともに、市民の貴重な財産としてその保護に努めます。

伝統行事や祭り等を活用し、郷土に対する愛着心の醸成、次世代への伝承及び地域相互の交流などを促進します。

⑧ スポーツ・レクリエーション活動の充実

健康の維持増進や心身のリフレッシュのために、スポーツやレクリエーションが定期的に行えるよう、講習会やイベントなどの充実を図ります。

また、スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援を図るとともに、スポーツ・レクリエーションを通じた市民相互の交流を促進します。



(5) 安全で調和のとれた住みよい快適なまち

① 都市機能の整備

本市の特長である恵まれた田園環境が保全され、良好な生活環境が将来にわたり維持されるよう、長期的視点に立った土地利用計画を策定します。

駅周辺地域の整備をはじめ、圏央道のインターチェンジやジャンクション周辺、幹線道路沿線での開発を計画的に推進します。

② 道路・公共交通の整備・充実

本市の一体性の向上、市内の円滑な移動の実現を図るため、幹線道路や生活道路の整備を推進するとともに、歩行者や自転車通行者に対する安全を確保するため、歩道や自転車通行レーン等の整備に努めます。

鉄道については、混雑緩和と利便性の向上を図るため、輸送力の増強とネットワークの強化等を、路線バスについては、路線の維持・充実を関係機関に働きかけます。

また、市内循環バスやデマンド交通*については、利用状況やニーズを踏まえて、見直しを行うよう努めます。

③ 公園の緑化と水辺環境の保全

市民の生活に密着した公園や緑地の施設環境を充実させるとともに、市民が気軽に自然とふれあえるよう、運動公園や総合公園等の緑化を推進します。

さらに、河川、池、沼及び用水路等の水辺環境の保全を図るとともに、自然観察池や親水型の散策場所及び遊歩道の整備に努めます。

④ 上下水道の整備

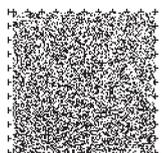
安定した水道水の供給を図るため、経年水道施設の計画的な更新、水道施設の耐震化、水質管理体制の充実等に努めます。また、給水体制の一体化を図り、水道事業の効率化と健全経営に努めます。

美しい水辺環境と清潔で快適なまちづくりを進めるため、効率的な生活排水処理の推進並びに公共下水道の計画的な整備と農業集落排水*処理施設の適切な管理を推進します。

また、合併処理浄化槽*の普及促進と適正な管理の指導に努めます。

⑤ 治水対策の充実

保水機能の保全や遊水機能の確保を図り、河川や水路の総合的な治水対策の充実に努め、水害の起こりにくいまちづくりを進めます。



⑥ 防災・消防体制の充実

東日本大震災、熊本地震、平成27年9月関東・東北豪雨等の教訓を生かし、市民の防災意識の普及・啓発や自主防災組織*の育成・支援などに努めるとともに、防災体制や被災者支援のあり方など、幅広い防災対策の充実に努めます。

また、緊急時でも安心できるまちづくりを進めるため、埼玉東部消防組合及び利根川栗橋流域水防事務組合と連携を図り、市民の生命、財産を守る消防・水防・救急体制の充実に努めます。

⑦ 防犯体制の強化

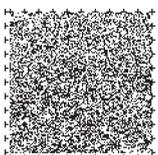
警察、防犯協会、地域防犯組織など関係機関との連携を強化するとともに、市民の防犯意識の向上や地域の防犯体制の強化を促進します。

また、道路・公園などの防犯性を高め、安全な地域環境の形成に努めます。

⑧ 交通安全対策の充実

道路照明灯や道路反射鏡など交通安全施設をより充実させることにより、歩行者等の安全に配慮した道路交通環境の整備を推進します。

また、地域の実情に応じた交通規制を警察署へ要望するとともに、交通安全に関する知識の普及・啓発など交通安全運動を推進します。



(6) 地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち

① 農業の振興

多面的機能を有する農地の保全や生産基盤の整備に努めるとともに、農地の集積による経営規模の拡大や生産組織の法人化に努めるなど農業の担い手の育成を図ります。

また、消費者ニーズに対応した付加価値の高い農業を推進するため、農産物のブランド化や特産品の開発、地域の特性を生かした観光農業の拡大を図り、併せて有機農業など環境保全型農業の普及と地産地消を推進します。

② 工業の振興

優良企業の誘致や工業団地の整備・拡充を推進するとともに、交通利便性を生かし、国道122号沿線や東北道と圏央道の久喜白岡ジャンクション及び白岡菖蒲インターチェンジ周辺、主要地方道さいたま栗橋線と国道125号の交差点周辺に新産業拠点の整備を推進します。

また、地域経済を支える中小企業の経営基盤強化のための施策を推進し、魅力ある産業の育成に努めます。

③ 商業の振興

賑わいと活力のある商店街の形成を促進するため、中心市街地の活性化に取り組むとともに、高齢者のニーズに対応し、新たなコミュニティ*の場ともなりうる地域密着型の商店街づくりに努めます。

また、商業経営者の育成や経営基盤の強化に対する支援とともに、商業団体の育成・支援に努めます。

④ 観光の振興

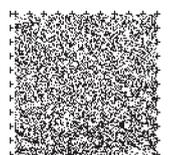
花や伝統文化、史跡等の観光資源の環境整備及びネットワーク化を図り、個性と魅力にあふれた観光事業を展開します。

また、久喜提燈祭り、菖蒲夏祭り、くりはし夏祭り、鷲宮の八坂祭・土師祭等の伝統的な祭りや、あやめ、ラベンダー、コスモスなどの花による催しを活用し、地元の特産品の販売やPRなどに取り組みます。

⑤ 勤労者福祉と就業支援の充実

勤労者が豊かで充実した生活が送れるよう、関係機関・団体との連携により、福利厚生等の充実を図るとともに、安定した就業環境の確保に努めます。

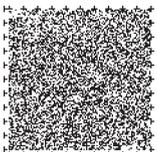
また、若者や女性の就業への支援、さらに、定年退職後にその経験と技能を生かすことのできる新たな就業の支援に努めます。



⑥ 消費生活の充実

市民が安心して暮らせるまちを目指し、安全で安心な商品を購入できるよう、消費生活情報の提供と啓発活動に努めるとともに、消費生活において生じた問題などを解決するための消費生活相談の充実を図ります。

また、環境に配慮した消費者活動を促進します。



(7) 行財政を見直し、改革を進めるまち

① 行政改革の推進

本市が持続的に発展し自立したまちづくりを実現していくため、職員の政策立案能力の向上や組織の見直し、ICT*の活用による行政事務の効率化、民間の優れた経営手法を活用する指定管理者制度*の活用など、最少の経費で最大の効果を目指した、簡素で効率的な行財政運営に取り組みます。

また、行政が行う活動の成果向上に向けて、政策・施策・事務事業について客観的に評価し、改善を進めていく行政評価システムを積極的に活用するなど、行政改革に取り組みます。

② 健全な財政運営の確立

財源収入の根幹をなす市税の適正な課税と滞納額の圧縮等により、自主財源を確保するとともに、受益と負担の公平性の確保という観点から、使用料・手数料について受益者負担の適正化に努めます。

併せて、行政経費の削減を図り、効率的かつ効果的で健全な財政運営に努めます。

また、財政状況について積極的な情報公開を行い、財政運営の透明化に努めます。

③ 地方分権・広域行政の推進

少子高齢化、情報化、国際化などを背景とした行政課題と多様化する市民ニーズに的確に対処するため、県からの権限移譲を推進し、行政サービスの向上に努めるとともに、広域的な推進が求められる行政課題等においては、県や周辺自治体とのさらなる連携を図り、市民に信頼され、自主性・自立性をもった行政サービスの向上に努めます。

